

基金情報

No. 131 平成24年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事 項	11月末数	対前月増減数	事 項	11月末数(累計)	
事業所数(件)	223	0	年金掛金	調定額(円) 1,001,512,578	
加入員数(人)	男子	4,259	-1	収納額(円)	995,337,442
	女子	2,130	-4	収納率	99.38%
	計	6,389	-5	事務費掛金調定額(円)	29,129,928
平均標準給与月額(円)	男子	342,309	-151	資産運用	信託資産額(時価) 229億8,808万円
	女子	231,613	310		修正総合利回り -0.74%
	計	305,405	44		ベンチマーク差 -0.23%
受給者数(人)	6,397	14	慶弔金の支給件数・金額	40件62万円	
平均年金額(円)	521,912	226	年金相談件数	644件	

年金関係 老齢厚生年金の受給年齢が61歳へ引上げに

本来、国の老齢厚生年金や老齢基礎年金を受けられる年齢は65歳からですが、特例措置（特別支給の老齢厚生年金）により昭和36年4月1日以前生まれの男性と昭和41年4月1日以前生まれの女性には、60歳から64歳の間に老齢厚生年金を受けることができます。

現在、老齢厚生年金の受給開始年齢は60歳ですが、段階的な受給開始年齢の引上げは男性は平成25年度（昭和28年4月2日生まれ以降）、女性は5年遅れで平成30年度（昭和33年4月2日生まれ以降）から実施されます。

【基金の年金の受給開始年齢も国同様です】

基金の年金は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給しておりますので、基金の年金の受給開始年齢についても国の老齢厚生年金と同様に段階的に引上げとなります。

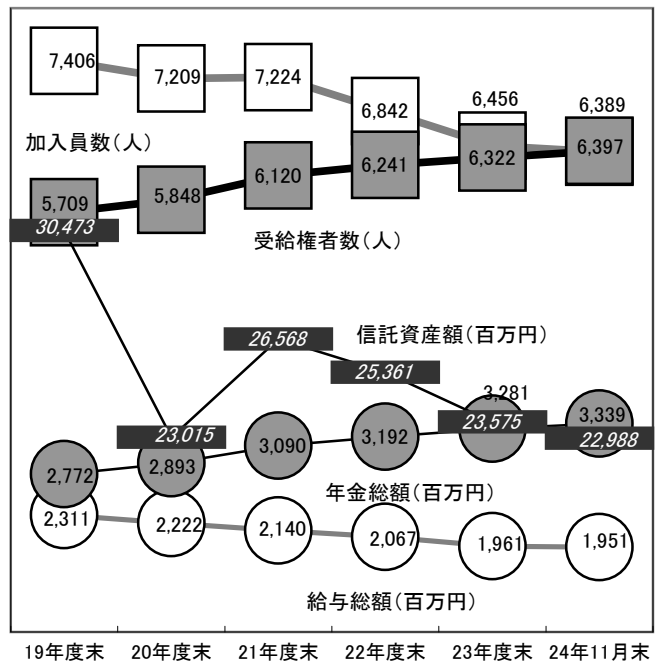
《老齢厚生年金受給開始年齢一覧》*生年月日によって異なります

生 年 月 日	男 子	女 子
昭和28年4月1日生まれ以前	60歳	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	61歳	60歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	62歳	60歳
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ	63歳	60歳
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	63歳	61歳
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ	64歳	61歳
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	64歳	62歳
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ	65歳	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日生まれ	65歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日生まれ	65歳	64歳
昭和41年4月2日生まれ以降	65歳	65歳

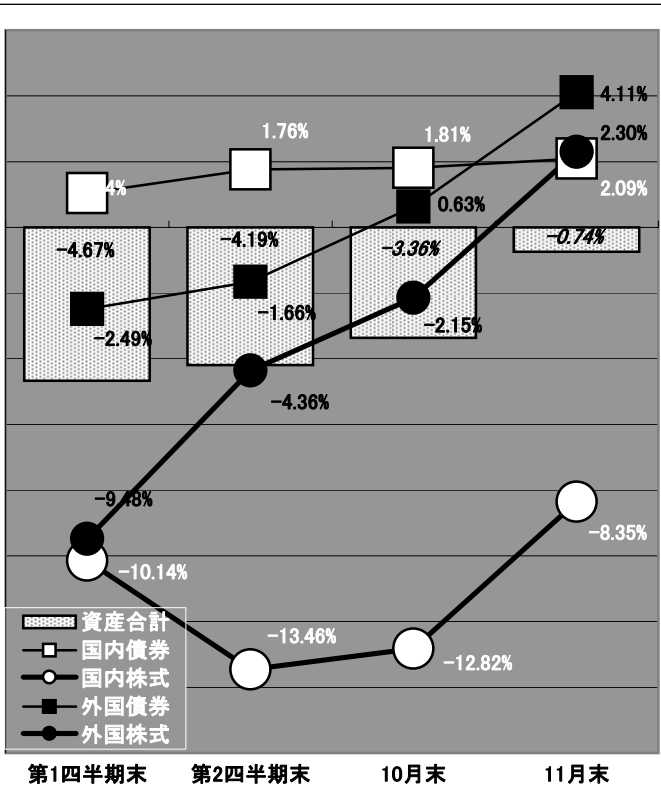
当基金の年金請求書の発送について

年金受給の該当年齢に達する月の前月25日に当基金より該当者ご本人様宛に年金の請求書を発送しておりますので、ご住所や氏名などに変更があった場合は、速やかに届出いただきますようお願いいたします。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成24年度>



設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	北海計量器(株)	文京区本郷	H24.11.26
代表者変更	菅原工芸硝子(株)	菅原 裕輔氏	H24.10.29

1月の予定

- 15日 告知書(12月分)発送
- 16日 理事会(ガラス会館)

※1月分の適用関係書類の切は2月6日です。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。

詳しくは当基金までお問合せください。

* 12月分の掛金納入期限は、平成25年1月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮の方をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています

創刊号から直近号までご覧いただけます

加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>